

教職員の結核性疾患に関する取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長 花山院 弘 匡

奈良県教育委員会規則第四号

教職員の結核性疾患に関する取扱規則の一部を改正する規則

教職員の結核性疾患に関する取扱規則（昭和五十五年一月奈良県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「奈良県立の」の下に「中学校、」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。